

## 支援学校高等部 芸術（音楽）

### 解答についての注意点

- 1 問題は、教科等に関する大問**1**～大問**3**、特別支援教育に関する大問**4**の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問**1**～大問**2**については、記述式解答用紙に、大問**3**～大問**4**については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。  
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問**3**～大問**4**の解答は、選択肢のうちから、問題で指示された解答番号の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。  
例えば、「解答番号は **1**」と表示のある問題に対して、「3」と解答する場合は、解答番号 **1** の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。



|

これから放送されるア～エの音楽を聴いて、次の（1）～（2）の問い合わせに答えよ。

(1) ア～エの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙に「          」があるものについては、  
「          」内に必要な事項を記入すること。

(2) エは14曲からなる組曲である。そのうち動物の標題をもった楽曲で使われている動物名を2つ  
記せ。ただし、(1)で答えたもの及びヒトは除く。

**2** 次の問いに答えよ。

次の楽譜は、ドヴォルジャーク作曲の「交響曲第9番ホ短調 作品95 〈新世界から〉」第2楽章の一部である。次の①～④の条件に基づいて、解答用紙の五線譜にサクソフォーン四重奏用の楽譜を作成せよ。

- ① ヴァイオリンI (Vi. I) をソプラノサクソフォーン (Soprano Sax.) のパートとして、ヴィオラ (Vle.) をアルトサクソフォーン (Alto Sax.) のパートとして、チェロ (Vc.) をテナーサクソフォーン (Tenor Sax.) のパートとして、コントラバス (Cb.) をバリトンサクソフォーン (Baritone Sax.) のパートとすること。なお、ヴァイオリンII (Vi. II) は参考楽譜として掲載している。
- ② ヴィオラのパートにおいて、重音になっている部分については、高い方の音をアルトサクソフォーンのパートとすること。
- ③ 調性は変ホ長調に移調すること。
- ④ 作成する楽譜には調号・音符・休符・スラー・タイを書き、それ以外の音楽記号・音楽用語は書かないこと。

著作権保護の観点により、本作品を掲載いたしません。

出典：ドヴォルジャーク交響曲第9番ホ短調 作品95（新世界から）  
アントニーン・ドヴォルジャーク  
株式会社 全音楽譜出版社  
89ページ110小節目から113小節目まで (Vi. I ~ Cb.)

- 3** 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術」について、次の（1）～（2）の問いに答えよ。

（1）「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術 第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ」について、次のA～Dの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は  1

第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ

| 目標

（ア）の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

（イ）曲想と音楽の構造や（イ）及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

- | ア 表現及び鑑賞  
イ 音楽的な見方・考え方
- 2 ア 主体的・協働的に取り組む音楽  
イ 背景などとの関わり
- 3 ア 表現及び鑑賞  
イ 音楽を愛好する心情
- 4 ア 芸術  
イ 音楽を形づくっている要素
- 5 ア 音楽  
イ 文化的・歴史的背景などとの関わり

B 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は 2

第2款 各科目 第I 音楽I

2 内容

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(I) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこと。

(ア) (ア)

(イ) (イ)

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

1 ア 曲や演奏に対する評価とその根拠

イ 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

2 ア 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

イ 我が国や郷土の伝統的音楽の種類とそれぞれの特徴

3 ア 曲や演奏に対する評価とその根拠

イ 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり

4 ア 声や楽器の音色の特徴と表現上の効果

イ 楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴

5 ア 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

イ 音楽を形づくっている要素

C 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は 3

第2款 各科目 第I 音楽I

3 内容の取扱い

(5) 内容の「A表現」の指導に当たっては、(ア)を考慮し、  
(イ)を含めるものとする。

1 ア 学習活動を行う場合に生じる困難さ等

イ 根拠をもって批評する活動

2 ア 学校や地域の実態

イ 視唱と視奏及び読譜と記譜の指導

3 ア 学習活動を行う場合に生じる困難さ等

イ 全ての生徒の心理的な面についての配慮

4 ア 生徒の特性等

イ 視唱と視奏及び読譜と記譜の指導

5 ア 生徒の特性等

イ 根拠をもって批評する活動

D 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は 4

第2款 各科目 第I 音楽I

3 内容の取扱い

(9) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、  
( )。また、「B鑑賞」の教材については、アジア地域の諸民族の音楽  
を含めて扱うようとする。

1 生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する

2 必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようとする

3 我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようとする

4 言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する

5 我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようとする

(2) 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について、次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は 5

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、( ア ) こと。

また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう工夫すること。

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、( イ ) こと。

- 1 ア 学校の実態に応じて学校図書館を活用する  
イ 文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりする
- 2 ア 言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いる  
イ 文化施設、社会教育施設、地域の文化財、地域の人材等を活用する
- 3 ア 理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させる  
イ 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする
- 4 ア 必要に応じて学校図書館を活用する  
イ 音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう指導を工夫する
- 5 ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考える  
イ 各教科における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図る

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、通知文の名称等や、文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関する近年の動向等について、次の（1）～（7）の問い合わせに答えよ。

（1）次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示 文部科学省）「第Ⅰ章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援 Ⅰ 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は 6

- ア 学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から計画的にソーシャルスキルトレーニングを実施すること。
- イ 児童又は生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解又は生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、自立活動の充実を図ること。
- ウ 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- エ 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、社会参加への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。
- オ 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

- 1 アーオ  
2 アーイーエ  
3 イーエ  
4 ウーオ  
5 イーウーオ

(2) 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）「第3章 自立活動の意義と指導の基本 Ⅰ 自立活動の意義」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。  
1～5から一つ選べ。解答番号は 7

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して ア に進められている。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の イ 等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として ウ が期待されている。

しかし、障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように エ 等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として ウ を目指しているのである。

	ア	イ	ウ	エ
1	総合的・組織的	発達の段階	安定した成長	各教科の習熟度
2	系統的・段階的	発達の段階	調和のとれた育成	心身の発達の段階
3	系統的・段階的	生活年齢	安定した成長	各教科の習熟度
4	総合的・組織的	発達の段階	安定した成長	心身の発達の段階
5	系統的・段階的	生活年齢	調和のとれた育成	心身の発達の段階

(3) 次の各文は、「令和6年度府立学校に対する指示事項」(大阪府教育委員会)における「第Ⅰ章 確かな学力の定着と学びの深化 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実(1)個々の状況に即した適切な支援の充実」の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。  
1～5から一つ選べ。解答番号は 8

- 1 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- 2 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心掛けながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- 3 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加までライフステージに応じた支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする医療・保健・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。
- 4 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」等により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。
- 5 支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。

(4) 次の各文は、「第2次大阪府教育振興基本計画」(令和5年3月 大阪府)における「第5章 基本方針（施策の大綱） 2 第2次大阪府教育振興基本計画の基本方針 基本方針Ⅰ 確かな学力の定着と学びの深化（2）重点取組④障がいのある子どもたちの教育の充実」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。  
解答番号は 9

- ア 府立高校においては、ICT機器の活用を促進し、他の府立高校及び府立支援学校との日常的な授業交流を推進します。
- イ 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校等の多様な学びの場を設けます。
- ウ 府内すべての学校で、障がいのある子どもたち一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育支援員を増員し、各校支援体制の充実を図ります。
- エ 「ともに学び、ともに育つ」教育をより一層推進するため、学びの連続性や学びの場の相互連携を強化します。

- 1 イーウ  
2 アーウーエ  
3 イーエ  
4 エ  
5 アーウ

(5) 次の各文は、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（令和5年3月 文部科学省）「第3 留意事項」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は 10

- ア ICT等を活用した学習活動を実施する場合、原則として、同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること。
- イ 当該児童生徒がオンデマンド型授業配信による学習を円滑に進めることができるように、ICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
- ウ オンデマンド型授業配信の実施の可否については、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること。実施後も児童生徒の授業時の様子等について、保護者、医療機関等より適宜情報を得ること。
- エ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- オ グループ活動や演習等、教師と児童生徒、児童生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、教師や児童生徒と同時双方型により接続されていることが必要であることから、オンデマンド型授業配信によらないこと。

- 1 ウーエーオ  
2 イーウーエーオ  
3 アーアーエーオ  
4 イーウーオ  
5 アーアーウーエーオ

(6) 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（令和3年5月一部改正 令和6年4月施行）の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は   

#### 第八条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に ア を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が イ、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、当該障害者の性別、年齢及び ウ に応じて、ア の実施について必要かつ合理的な配慮を エ ならない。

	ア	イ	ウ	エ
1 社会的障壁の除去	過重でないときは	障害の状態		しなければ
2 環境の整備	過重であっても	生活環境		するように努めなければ
3 環境の整備	過重でないときは	障害の状態		しなければ
4 社会的障壁の除去	過重であっても	生活環境		しなければ
5 社会的障壁の除去	過重でないときは	障害の状態		するように努めなければ

(7) 次の各文は、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月 文部科学省）の記述の一部である。正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合せとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は   12

- ア 特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- イ 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においても、週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級で授業を行うこと。
- ウ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。
- エ 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	×	○	○
2	○	○	×	×
3	×	○	○	×
4	○	×	○	○
5	○	×	×	○

